

令和2年10月12日

第31回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和2年10月12日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和2年10月12日（月曜日） 午後1時35分

4. 議案

- 議案第164号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第165号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第166号 農用地利用集積計画の決定について
 議案第167号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
 議案第168号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について
- 報告第108号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について
 報告第109号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第110号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第111号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の
 交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 穴水 佳行	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 壽憲	5番 鎌田 清勝	7番 工藤 隆志
8番 窪寺 洋志	9番 高坂 繁光	10番 齊藤 光朗
11番 佐藤 紘一	12番 澤田 今日一	13番 堤 武久
14番 奈良岡 めぐみ	15番 西澤 清光	16番 西塚 伸
17番 福士 修身	18番 福田 公夫	19番 安田 昌樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

3番 工藤 榮	4番 工藤 隆正	6番 風晴 繁雄
7番 山内 洋一	10番 佐藤 量一	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	14番 豊川 明子	16番 天内 輝明

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

1 番 工 藤 努	2 番 澤 田 秀 一	5 番 木 立 忠 徳
8 番 山 田 正 樹	9 番 木 立 れい子	12 番 齊 藤 直 美
15 番 野 呂 正 幸	17 番 三 上 紘 史	18 番 出 町 鉄 昭
19 番 成 田 貴 吉		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事 務 局 長	永 澤 治	事 務 局 次 長	竹 内 芳
浪 岡 分 室 長	坂 本 公 平	主 幹	堀 内 和 之
主 幹	櫻 田 正	主 査	佐 々 木 伸 哉

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただ今から、第31回青森市農業委員会月例総会を開会します。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中18名が出席しております。以上でございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。16番西塚伸委員、17番福士修身委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 164 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 3 件、賃借権設定が 4 件及び使用貸借権設定が 1 件、合計 8 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 3 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、労力不足のための理由で、譲受人又は借主については、農作業受委託からの切り替えのためなどの理由となっております。

補足の説明ですが、所有権移転申請番号 177、賃借権申請番号 192 及び使用貸借権申請番号 29 の●●●●さんにつきましては、平成 17 年に新規就農者として農業経営基盤強化促進法上の農用地利用集積計画により、約 0.5 ヘクタールを 10 年間の賃貸借として利用権設定をして耕作すると共に、農作業受委託契約による耕作も行ってきました。その後平成 27 年に基盤法の利用権は期間満了により終了し、その後は現在に至るまで農作業受委託の契約を継続的に結んで耕作し、直近では現在許可を受ける農地分の規模 0.3 ヘクタールを耕作して来たものでございます。以上の経緯から、現在農地の経営面積がゼロと書いておりますけれども新規就農としてではなく、通常の就農者として把握をしたものでございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員
(意見なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、許可することに決定いたします。

次に、議案第 165 号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区における都市計画区域内及び市街化調整区域内における農地転用を目的とした所有権移転が 1 件でございます。

それでは、今回の転用案件につきまして、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 165 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 59 番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、これは申請地位置図と記載されております。続きまして 4 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます。5 ページ目が社員駐車場として農地法第 5 条の転用を必要とする理由書、6 ページ目から 7 ページ目が法務局の地図、8 ページ目が求積図、これは転用する範囲の面積計算の求積図でございます。9 ページ目が土地利用計画図、次に 10 ページ目から 12 ページ目が土地の登記簿謄本、13 ページ目から 14 ページ目までが法人の登記簿謄本でございます。

議案第 165 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思えます。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、第 3 種農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 2 種農地のいずれにも当てはまらないことから、その他農地と判断されます。そして、その他農地の許可基準は第 2 種農地と同様とされています。第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は、原則として許可できません。ところで今回の事案は社員用の駐車場にする目的での転用であり、この周辺にある非農地の土地について申請人である三協自動車工業株式会社の方で土地について売買交渉を行ったものの、合意に至らず申請地の他に駐車場に供することができる土地がなかったとのことであります。このことから、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成できないこ

とが明らかであり、結果許可基準に適合するものであります。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。なお今回は建築物の建築がなく、また既存の建物がある敷地と一体的に利用することがございませんので、都市計画法上の許可は不要です。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第 166 号、167 号及び 168 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局お願いします。

（事務局次長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 6 件、利用権設定が 17 件の合計 23 件であります。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 5 ページから 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 15 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8 ページ目から 15 ページ目までの議案第 167 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意

見も求められています。今回、この議案様式について、農地台帳のシステム出力上の変更により、転貸先の情報、つまり転貸先の住所氏名が従来は備考欄に記載されていたところ、変更後は新たに欄を設けて記載することとしたものでございます。これはあくまでも表記の仕方の変更になっただけであり、議案の内容が変わったものではありません。なお、利用権設定申請番号 240 号については、新規就農者です。

また、16 ページ目の議案第 168 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対してのみの意見を求められています。件数は 2 件となっております。転貸予定内容は、記載のとおりでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、議案第 167 号における利用権設定の申請番号 240 号を審議しますが、転貸先は、新規就農の方です。本日は、転貸先のご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。では、転貸先である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏及び農業政策課職員 入場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは●●●●さん、まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

私は、青森市浪岡に在住している●●●●と申します。今回申請に至った理由なのですが、以前から農業に興味を持っていまして、将来的に専業農家として息子とともに農業を営むことが目標です。しかし、私は会社員ですので農地、農機具、設備がありません。生活等もあるため、最初から専業農家として始めることは難しい現状です。そのため、まず兼業農家としてノウハウを身につけて徐々に農機具や設備を増やしていき、将来的には専業農家でやっていきたいと考えています。作付けに比較的安易なんにんにターゲットを絞って今回スタートしたいと考え、農地取得のため申請いたしました。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん。これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしく願います。

○●●●●氏

よろしく願います。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

質問、意見のある委員は述べてください。

はい、齊藤委員。

○10番（齊藤光朗委員）

10番齊藤です。まずは、この借りる相手先なのですけれど、この●●さんとは何か関係あるのでしょうか。借りる相手側とどういう形でこの場所を借りることになったのか。

○農業政策課職員

先に中間管理機構からご紹介差し上げまして、正式な契約までの間ということで、作業受委託契約を結んで、現在耕作しております。

○10番（齊藤光朗委員）

はい。あと、機械等を借りる弘前の●●さんとはどういう関係ですか。

○●●●●氏

いところです。

○10番（齊藤光朗委員）

新しくにんにく作るという事ですが、その栽培技術というか、栽培方法というか、それはどなたから教わるつもりですか。

○●●●●氏

●●さんの方で3年ほど一緒に手伝いながら仕事をして、一応知識は全般的に身に付けましたので、今度は自分でやってみたいと思って申請しました。

○10番（齊藤光朗委員）

我々農家としては、新しい仲間が増えることは本当にいい事なのですけれども、将来●●さんはどういう経営体を目指すというか、目標をもっておられるのですか。

○●●●●氏

目標は専業農家としてやっていくのですけれども、どの程度の規模かというのは、まだ自分的にはしっかり決まっていなくて。ただ将来、息子が3人いるのですけれども、3人全員とはいかないものの、誰か1人でも一緒に農家としてやっていけたらと考えて、今回始めることにしました。

○10 番（齊藤光朗委員）

にんにくだけでなく、例えば水稲とかりんごとか栽培する種目はどう考えていますか。

○●●●●氏

将来的にはいろいろ挑戦していきたいと思うのですが、ただ、りんごとか一番目標と
いうかやりたいのですけれど、知識とか道具とか全然ないもので。そう意味でまずはにんにくか
ら始めて、知識とか設備とか揃ったら、いろんな品種に挑戦したいとは考えています。

○10 番（齊藤光朗委員）

頑張ってくださいと思います。

○●●●●氏

ありがとうございます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問、意見ございませんか。

はい、秋谷委員。

○1 番（秋谷進委員）

1 番秋谷といいます。●●さん、どうも今日のご苦勞様でございます。2 点ほどお尋ねします。

1 点目は、種にんにく、どこから購入する予定なのか。にんにくでこの種にんにくが一番重要な
のです。とういうのも病気、ウイルスフリーみたいな病気が心配ですので、どこから購入する予
定か。

それから 2 点目は、にんにく栽培で一番重要だと思うのは何だと考えていますか。その 2 点お
尋ねします。

○●●●●氏

まず 1 点目の種の件なのですけれども、これからにんにく部会の方に申請しまして、そちらの
方から、来年になるのですけれども種を購入して、最初は少ない量ですがそこから徐々に増やし
ていきたいと考えています。

2 点目の重要な点ですが、こちらはやはり病気というか管理というか、病気に関して線虫とかそ
ういう影響が大きい病気にならないように管理していく事が一番重要だと考えています。

○1 番（秋谷進委員）

はい、どうもありがとうございました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

その他、質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。本日はお疲れさまでした。

○●●●●氏

ありがとうございました。

（●●●●氏及び農業政策課職員 退場）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

異議なしと認め、当該計画等は決定いたします。

次に報告第108号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で2件で

す。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済でございます。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 109 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出 4 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 110 号を議題とします。事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 1 件です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

報告第 111 号を議題とします。事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 1 件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済です。以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局、その他に何かありますか。

(シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業の募集について)

(災害に関する義援金について)

(農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う、新委員の募集関係について)

(次回の月例総会は 11 月 10 日（火）午後 1 時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、これを持ちまして、第 31 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。